

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、Aに所在していたB会社（以下「会社」という。）が平成〇年〇月〇日に設立した当初から、取締役就任し、以降、請求人によれば、経理を始めとした事務に従事するとともに、トラックや工具についてのコンクリートの塊を落とすという、はつり作業に従事していたという。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C診療所を受診し、「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか。また、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）にいう労働者と同義であると解される。そして、労基法第9条は「労働者」について「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と、また、同法第11条は「賃金」について「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」とそれぞれ定義しており、これらの規定から、同法にいう「労働者」とは、使用者の指揮監督の下に労務を提供し、かつ、その提供した労務に対する対償として報酬（賃金）を支払われる者をいうと解するのが相当である。

(2) 請求人の労働者性の判断について、上記（1）を踏まえ、以下検討する。

ア 請求人の会社における地位をみると、請求人は、聴取書において、要旨、「平成〇年に会社を立ち上げる時に、役員として名を連ねた。出資もしていた。」として、会社設立当初から、会社の取締役として就任していた旨述べているところ、商業登記簿上も確かに、請求人は取締役として登記されていたことが確認でき、平成〇年〇月〇日辞任と記載されている。

また、請求人は、「平成〇年に退職後、3か月くらいたった後に働き始め」、「平成〇年〇月に会社の経営状況が悪くなり退職し、その後、無償で従事していたが、平成〇年〇月に会社が正式に倒産となり、仕事も終わった。」と述べ、断続的に従事していることが認められる。

イ 次に、請求人がDの指揮監督下にあったか否かについてみると、請求人は、要旨、「タイムカードや出勤簿はない。遅刻及び早退は、ある程度自由で、あまり就労時間管理を受けていない。」と述べ、また、「事務所にいたのは、請

求人と請求人の娘である。」とも述べている。

ウ 報酬についてみると、上記アのとおり、請求人は取締役であったと認められるところ、決定書理由で説示するとおり、請求人に対しては給与ではなく役員報酬として支払われており、その額は毎月定額で、会社を休んでも減額されることはなく、出勤が早くても遅くても増減していないものであると認められる。また、平成〇年〇月以降について、請求人は、要旨、「無償で従事し、平成〇年〇月以降は書類上、賃金支給処理を行ったが、実際には受け取らず会社に貸し付けていた。」とし、本来、労働の対象として使用者が労働者に対して支払われなければいけない賃金について、他の事務処理を行っていることが認められる。

エ さらに、請求人が経理責任者として、自署押印している確定申告書では、「役員報酬手当」にDと請求人本人の2名のみが計上されており、従業員に対する「賃金手当」の対象者にはなっておらず、会社が破産手続を開始した時期においても、一般債権者の立場で名を連ねてはいるものの、「労働債権者一覧表」に請求人分の計上はなく、請求人本人が「経営者的な立場の気持ちがあった。」旨述べているとおり、請求人が行っていた事務処理上の取扱いを含めて一件記録からは、請求人は会社設立から倒産まで、一貫して経営者側の立場にあったことが認められる。

加えて、①会社事務所の土地は請求人が所有し、当該土地を担保に会社を債務者として根抵当権が設定され、②平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けの会社を債務者とした金銭消費貸借契約においても請求人は連帯保証人に名を連ねており、③請求人本人が事務所内の事務機器のリース契約の名義人となっていたことを述べ、④確定申告書からDと請求人の2名のみが株主として出資していること、⑤請求人は個人で会社に対して〇千万円を超える貸付をしていること等の事情が認められる。

オ 当審査会としては、これら諸般の事情を鑑みると、請求人は使用者の指示監督下で就労しておらず、報酬に労務対象性を認め難く、請求人は会社の経営に深く関わる立場にあったと判断する。

カ 以上から、請求人は労災保険法上の労働者に該当するとは認められないものであり、本件疾病の発症並びにその業務起因性を検討するまでもなく、請求は認められないものである。

(3) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。